

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち
さとうきび生産性向上緊急支援事業
公募要領

第1 趣旨

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうちさとうきび生産性向上緊急支援事業（以下「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領により行うものとする。

第2 事業の内容

本事業は、さとうきび産地の生産体制強化に向け、さとうきび増産プロジェクトに定めた取組のうち、次に定める特に重要な取組に必要な経費（事務に要する経費を含む。）を緊急的に助成するものとする。なお、国は、事業の実施に当たり、台風、干ばつ等の自然災害の被害が大きい地域や条件不利地域に対し、適切な配慮をするものとする。また、本事業の対象となる取組は、令和7年9月29日以降に着手したものとする。ただし、交付決定が行われなかった場合は、本事業の対象となる取組に該当しないことから、交付決定前に着手する際は、自らの責任で取り組む可能性があることに留意して行うものとする。

1 事業の内容

事業対象となる取組は、以下に掲げるものとする。

なお、（1）から（9）までの取組を推進する上で、農業機械等の導入又はリース導入を行う必要がある場合、事業対象となる農業機械等については、別記1に定めるとおりとする。

- （1）担い手・作業受託組織の育成・強化対策
- （2）農作業の受委託の推進
- （3）地力増進対策
- （4）機械化の推進
- （5）自然災害による被害の軽減
- （6）種苗確保対策
- （7）肥培管理対策
- （8）病虫害防除対策
- （9）病虫害・難防除雑草の発生に備えた予防的取組

2 留意事項

- （1）国は、事業の実施に当たり、1に掲げる取組の中で、特に次に掲げる取組が重点的に取り組まれるよう、適切な配慮をするものとする。

ア 土づくりの推進

イ 作型・品種構成の転換

ウ 担い手・作業受託組織の育成・強化及びオペレーター・作業員の育成・確保

エ 環境負荷の低減

(2) 1の取組の実施に当たっては、地域ぐるみでの効果的な取組となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を適宜開催するものとする。

(3) 1の(1)に掲げる取組については、産地の持続可能な生産体制の構築を図るために重要な担い手・作業受託組織の育成・強化に係る以下のア及びイに掲げる取組を支援するものとする。

なお、イの取組のうち農業機械等の導入又はリース導入の対象となる取組については、対象となる農業機械等は別記1の3に定めるとおりとする。

ア 担い手・作業受託組織の育成・強化

(ア) 研修会の開催や農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積等の取組

(イ) 就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通等産地における人材確保の取組

(ウ) 産地における外国人労働者の受入体制の整備

(エ) 担い手等が有する農業機械のメンテナンス体制の構築

イ さとうきび複合経営の導入による担い手の経営安定

(ア) さとうきび複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会の取組

(イ) さとうきび栽培を核とした複合経営の拡大、転換等に必要な機械導入

(4) (3) アの(エ)の取組を行う場合については、以下のアからウまでに掲げる取組を支援するものとする。

ア メンテナンス体制の構築に向けた検討会の開催

イ 農業機械の補修・メンテナンスに関する技術講習会の開催や技術普及の取組

ウ 農業機械のメンテナンスの実施

また、ウの取組を実施する場合においては、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(ア) アの取組により次年産に向け地域で作業受託組織の持続的運営に資する方針の策定を行うこと

(イ) ウの取組の受益者の過半がイで実施する技術講習会に参加すること

(5) 1の(3)の取組のうち、以下のア及びイに掲げる取組を優先的に支援するものとする。

ア 製糖副産物や地域の未利用資源の活用に向けた検討会の開催

イ 製糖副産物や地域の未利用資源を用いた有機質資材の試作及び施用

(6) 1の(9)の取組については、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

ア 病害虫・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみでは場確認を行う取組を行うこと。

イ 植付時又は株出管理時等において、薬剤施用や耕種的防除の取組等により、病害虫や難防除雑草の予防的防除を行うこと。

ウ ほ場確認実施者に対し、別記 2 により、ほ場確認を行った結果について事業実施主体への報告を義務付けること。

エ ほ場確認は、植付又は株出管理後を中心に、1 ほ場当たり月 1 回（最大 3 回）実施すること。

(7) 別記 1 の 1 のうちケーンハーベスタ又は苗植付機の導入又はリース導入に併せて搬出・搬入機の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、ケーンハーベスタ又は苗植付機の農業機械の能力・規模に見合った搬出・搬入機に限り、導入又はリース導入できるものとする。

(8) 別記 1 の 1 のうち堆肥散布車若しくは散水車の農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、第 3 の 2 の事業実施主体の (1)、(2)、(4) 及び (9) から (11) までの者が、市町村、島内など一定の広域における農業用の活用計画に基づき農業機械等の導入又はリース導入する場合に限るものとする。

なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上、作成し、実施されなければならないものとする。

(9) 別記 1 の 1 の (5) のうち無人航空機（ドローン等）の導入に当たっては、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号消費・安全局長通知）」等を遵守するものとする。

(10) 平年糖度（過去 7 年中庸 5 年平均糖度）が 13.1 度を下回る条件不利地域にあっては、通常の事業実施計画（別紙様式 2-1-1、別紙様式 2-2-2、別紙様式 2-2-1、別紙様式 2-2-2 及び別紙様式 2-2-3）に加え、低糖度対策の事業実施計画（別紙様式 2-2-4）についても応募できるものとし、当該計画に定めた取組については、事業実施主体の取組面積（直近年の収穫面積を上限）10a 当たり 2,000 円を上限に優先的に支援するものとする。

(11) 国は、事業の実施に当たり、労働力不足に対応した作業競合の回避、台風等自然災害リスクの分散等生産の安定化を目的に作型や品種の転換を進める取組については、通常の事業実施計画（別紙様式 2-1-1、別紙様式 2-2-2、別紙様式 2-2-1、別紙様式 2-2-2 及び別紙様式 2-2-3）に加え、作型・品種転換対策の事業実施計画（別紙様式 2-2-5）についても応募できるものとし、当該計画に定めた取組については、事業実施主体の取組面積（直近年の株出栽培の 1 割を上限）10a 当たり 3,000 円を上限に優先的に支援するものとする。

(12) 別記 1 の 3 の農業機械等の導入又はリース導入に当たっては、複合経営品目特有の農業機械等に限るものとし、汎用性の高い農業機械等については、対象外とする。

第 3 応募要件

1 事業の対象地区

事業実施地区は指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 19 条第 1 項の指定地域をいう。）の区域内とする。

2 事業実施主体

事業実施主体は、以下に掲げる者とする。ただし、（２）、（４）、（１１）の者が農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組を行った場合には、本事業の対象とはならないものとする。

- （１）農業協同組合
- （２）公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。）
- （３）公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
- （４）土地改良区
- （５）協議会（さとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）
- （６）農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）
- （７）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- （８）特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する法人及び団体をいう。）
- （９）その他生産者の組織する団体
- （１０）国内産糖製造事業者
- （１１）民間企業

3 本事業の第 2 の 1 の（１）のうち農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組及び第 2 の 1 の（９）の事業に応募できる者は、2 の（５）に掲げる者に限るものとする。

4 本事業の事業実施主体となる者は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

5 2 の（３）の者にあつては、さとうきびの生産振興を行う法人であること。

6 2 の（５）の者にあつては、農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であつて、代表者、組織及び運営の規定の定めがあること。

7 2 の（６）から（９）の者にあつては、代表者、組織及び運営の規定の定めがあること。

8 2 の（１０）の者にあつては、さとうきびの製糖業を行う製造事業者であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定があること

9 2 の（１１）の者にあつては、さとうきびの生産振興を行う企業であつて、代表者、組織及び運営の規定の定めがあること。

10 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）

でないこと。

第4 採択要件等

1 成果目標

(1) 第2の1の(2)から(9)までに掲げる取組を行う場合の成果目標は、以下のア～オに掲げる目標から、1つ以上(第2の1の(3)、(6)及び(7)に掲げる取組についてはオを含む1つ以上)設定することとする。

また、第2の1の(1)に掲げる取組については、以下のア～キに掲げる目標から、1つ以上を設定するものとする。ただし、第2の2の(3)のイの(イ)に掲げる取組の成果目標は、以下のア～エに掲げる目標から1つ選択し、併せてクを選択するものとする。

なお、第2の2の(5)に掲げる低糖度対策に取り組む場合の成果目標はケを、第2の2の(6)に掲げる作型・品種転換対策に取り組む場合の成果目標はコを選択するものとする。

ア 生産量の増加

生産量を平年水準(過去7年中庸5年平均)以上に増加(ただし、事業実施計画を作成する際に得られる直近年(以下「直近年」という。)の生産量が平年水準を上回る場合には、直近年の生産量又は島ごとのさとうきび増産プロジェクトに目標として掲げる生産量のうちいずれか多い方)

ただし、農業機械等の導入又はリース導入の場合は、生産量を5%以上増加

イ 作付面積の増加

作付面積を1%以上増加

ウ 10a 当たり収量の増加

作型別栽培の10a 当たり収量を5%以上増加

エ 労働時間の削減

10a 当たり労働時間を10%以上削減

オ 土壌診断・土づくり実施面積の増加

土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加

カ 担い手に係る作付面積の増加

担い手の作付面積を1%以上増加

キ 担い手の生産コストの減少

担い手の生産コストを10%以上減少

ク 販売金額の増加

複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加

ケ 糖度の増加

糖度を平年水準(過去7年中庸5年平均)以上に増加

コ 作型・品種転換の推進

新植作付面積の増加

2 目標年度

第2に掲げる取組の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の目標年度は、さとうきびの栽培上の特性と取組内容に鑑みて、事業実施年度の翌々年度にならざるをえない場合を除き、原則事業実施年度又はその翌年度とする。

3 事業実施計画の承認基準

(1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 共通事項

- (ア) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
- (イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (エ) 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。
- (オ) 導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (カ) 助成の対象となる農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる、同種・同能力の農業機械等の再導入（いわゆる更新）ではないこと。
- (キ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。
- (ク) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。
- (ケ) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。
- (コ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、リース導入の場合においては、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。特に、ケーンハーベスタの導入を申請する場合、含みつ糖のみを生産する地区については、品質管理等の観点から、前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。
- (サ) 助成の対象となる農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する保障を必須とする。）に確実に加入すること。
- (シ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ス) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること。
- (セ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (ソ) スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農

業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

（タ）トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定するとともに「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和 6 年 9 月 24 日付け 6 農産第 2268 号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによることとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）

（チ）事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

（ツ）事業実施主体の構成員が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

（テ）採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

（ト）事業実施主体の取組の内容が、さとうきび増産プロジェクトの達成のためにあらかじめ都道府県が策定する「都道府県機械導入方針」に位置付けられている場合、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

（ア）事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、予算成立後制定される交付等要綱に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に対して提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確

保に努めるものとする。

(イ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械を導入する場合については、次によるものとする。

① 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－助成金）/当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

(2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の場合

ア 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。

イ 取組の内容が、成果目標の達成に結びつくものであること。

ウ 取組の内容が、地域におけるさとうきび増産プロジェクトに定められたものであること。

エ 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上に寄与すると認められること。

オ 取組が実施されることが確実であると見込まれること。

第5 事業実施期間

令和7年度

第6 助成

1 補助対象経費

補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大積算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(1) 農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組

ア 農業機械等を導入する場合

(ア) 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(イ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競

争入札によるものとする。

イ 農業機械等のリース契約を締結する場合

(ア) 補助対象経費は、リース契約（事業実施主体とリース事業者の２者間で締結する農業機械等の賃借に関する契約をいう。以下同じ。）に係る農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの（以下「リース諸費用」という。）とする。

- ① 保険料
- ② 固定資産税（償却資産）
- ③ 金利
- ④ その他農産局長が特に必要と認めるもの

(イ) 農業機械等の賃借を行う事業者（以下「リース事業者」という。）とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
- ② リース期間が４年以上で法定耐用年数以内であること。

(ウ) 本事業に係る補助金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の少数第 3 位の数字を四捨五入して少数第 2 位で表した数値とする。

ただし、別記 1 の 3 に掲げる農業機械等の場合は、以下算式の 6/10 を 1/2 に置き換えて計算するものとする。

- ① $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10 \text{ 以内}$
- ② $\text{リース料助成額} = ((\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10 \text{ 以内}$

(2) 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組

補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記 3 に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記 3 の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

なお、資材・機材の共同購入については、購入伝票の確認をもって事業を実施したものとみなすこととする。

2 第 2 の 1 の (1) から (8) までは掲げる取組（農業機械等の導入又はリース導入は除く。）の具体的な内容ごとに設定される補助率は、平成 24 年度にさ

とうきび等安定生産体制緊急確立事業により造成されたさとうきび増産基金の基金管理団体が当該事業計画で定めている具体的な取組内容ごとの補助率（事業実施地区が鹿児島県内の場合には公益社団法人鹿児島県糖業振興協会が定めている補助率、事業実施地区が沖縄県内の場合には公益社団法人沖縄県糖業振興協会が定めている補助率。）に比べ過大とならないよう定めるものとする。

- 3 第2の1の（1）から（8）までに掲げる取組のうち農業機械等の導入の場合は農業機械等の実勢価格の 6/10 以内とする。また、リース導入の場合はリース料の 6/10 以内とする。ただし、第2の2の（3）のイの（イ）に必要となる農業機械等の導入の場合は農業機械等の実勢価格の 1/2 以内とし、リース導入の場合はリース料の 1/2 以内とする。
- 4 第2の1の（9）に掲げる取組については、補助対象となる面積は令和5年産以降の生産を行う面積とし、補助金の額は 10a 当たり 1 回 200 円とする。
- 5 第2の2の（4）のウに掲げる取組を行う場合については、事業実施主体の取組面積（直近年の収穫面積を上限）10a 当たり 1,200 円を上限に支援するものとする。
- 6 事業実施主体は、共同購入した資材・機材の適正な使用を確認できる資料等を保管するものとし、地方農政局長等は必要に応じて、事業実施主体に当該資料の提出を求めることができるものとする。
- 7 次の取組は、本事業の対象としない。
 - （1）国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
 - （2）学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
 - （3）輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組
 - （4）砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
 - （5）不動産、船舶、飛行機、又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械若しくは器具等財産を取得する取組（ただし、農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は除く。）
 - （6）特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- 8 7の（5）の規定にかかわらず、地方農政局長等が特に必要と認めたもの（干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要となる50万円以上の器具（灌水タンク等）を取得する取組等）については、本事業の補助対象とすることができる。
- 9 申請できない経費
 - （1）本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
 - （2）事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

- (3) 農業機械等の導入又はリース導入に係る取組を実施する場合、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。）

10 助成金の返還

国は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第7 審査方法等

- 1 地方農政局等は、応募者が第3の応募要件を満たすこと及び第10の3に定める応募書類が全て整っていることを確認した後、応募があった事業実施計画について第4の採択要件等を満たしていることも審査した上で、農産局に提出するものとする。
- 2 農産局長は、1により地方農政局等から提出された事業実施計画について、第4の採択要件等を満たしていることを審査した上で、別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、別紙に掲げる審査基準等に基づき、採択優先順位を定め、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

なお、審査の経過は、応募者に通知しない。また、審査の経過についての問合せその他一切の照会には応じない。
- 3 国は、応募のあった事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

第8 審査結果の通知

審査の結果（補助金交付候補者として決定されたか否か）については、補助金交付候補者の決定次第、速やかに応募者に対して通知する。

第9 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、国からの補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、国からの補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合がある。

第10 応募方法

1 公募期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月22日（水）午後5時まで（必着）

2 提出先及び問合せ先

応募書類は、原則郵便により以下の提出先に提出するものとするが、電子メールによる提出を希望する場合は、提出先の TEL 等に連絡の上、送付先アドレスを確認し、当該アドレスに提出するものとする。なお、FAX による提出は受け付けない。また、資料に不備がある場合は、審査の対象とならない場合がある。

問合せについては、平日の午前9時から午後5時まで（正午から1時までを除く。）とし、電子メールによる問合せは、不可とする。

<提出先>

- ・主たる事業実施地区を鹿児島県とする場合

九州農政局生産部園芸特産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎

TEL:096-300-6251、FAX:096-211-9780

- ・主たる事業実施地区を沖縄県とする場合

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL:098-866-1653、FAX:098-860-1195

<事業に関する相談窓口>

- ・九州農政局生産部園芸特産課

TEL:096-300-6251

- ・内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

TEL:098-866-1653

- ・事業担当課：農林水産省 農産局地域作物課

TEL:03-3501-3814（直通）

3 提出にあたっての注意事項

- （1）事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。

- （2）提出すべき応募書類は、次に掲げる書類する。

ア 応募申請書（別紙様式1）

イ さとうきび生産性向上緊急支援事業 事業実施計画書（別紙様式2-1-1、別紙様式2-1-2、別紙様式2-2-1、別紙様式2-2-2、別紙様式2-2-3、別紙様式2-2-4又は別紙様式2-2-5）

ウ 規約、役員名簿、総会資料等応募者の活動内容が分かる資料

- エ 申請書類チェックシート（別紙様式3）及びチェックが入った書類
- (3) 申請書類を郵送等により提出する場合は、(2)に掲げる応募書類を封筒に入れ、「さとうきび生産性向上緊急支援事業 応募書類在中」と表に朱書きして提出先窓口に提出するものとする。

なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮する。

- (4) 申請書類を電子メールで提出する場合は、(2)に掲げる応募書類を添付し、件名を「さとうきび生産性向上緊急支援事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載する。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7MB以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を応募者名・その〇（〇は連番）とする。

- (5) 審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。

4 審査期間

令和7年10月下旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

5 採択・不採択の連絡

令和7年11月中旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

第11 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金交付等

要綱（令和 7 年 1 月 27 日付け 6 農産第 3542 号）及び畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業実施要領（令和 7 年 1 月 27 日付け 6 農産第 3543 号）等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表、事業終了後の事業評価等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属する（事業実施主体の代表者個人には、帰属しない。）。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限がある。

- （1）取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- （2）処分制限期間においては、取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

なお、農林水産大臣が承認をした当該取得財産の処分により得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等をいう。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上、応募することとする。

- （1）本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- （2）国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- （3）本事業期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後 5 年間に於いて、事業成果の実用化等に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることがある。

6 事業実施結果の評価

本事業終了後、自ら事業実施結果の検証・評価を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。また、地方農政局長等が報告のあった評価結果から、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断した場合は、改善計画を作成し、翌年度、再度評価を実施し、報告するものとする。

7 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

8 作業安全の確保

事業実施主体は農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いて、事業実施期間中に作業安全に係る状況を確認し、作業安全の確保に努め、地方農政局長等に対してチェックシートを提出するものとする。

(参考)

公募要領第2の1の取組例

取組事項	取 組 例
(1) 担い手の育成・強化対策	就農相談会の開催、他産地・他産業との連携による労働力の融通、外国人労働者の受け入れ体制の整備（研修など）、研修会の開催等の担い手の育成、農地利用調整活動等の担い手への農地利用集積、複合経営の導入に向けた産地検討会や技術講習会、農業機械の補修・メンテナンス体制の構築に向けた講習会 等
(2) 農作業の受委託の推進	地域での合意形成、受託組織間の調整活動、春作業を適期適切に行うための作業受託組織の体制構築 等
(3) 地力増進対策	製糖副産物や地域の未利用資源の活用に向けた検討会の開催、製糖副産物や地域の未利用資源を用いた有機質資材の試作及び散布、堆肥等の有機物の投入、緑肥施用、土壌改良資材の投入、深耕・心土破碎、土壌診断 等
(4) 機械化の推進	オペレーター及び作業員育成のための研修会の開催、資格取得支援、栽培管理機等の改良、農業機械等の保守管理の体制構築 等
(5) 自然災害による被害の軽減	共同かん水対策、点滴チューブ、かん水銃等の導入、採苗ほの設置、島内外からの代替苗の確保、防風・防潮林の整備の普及 等
(6) 種苗確保対策	優良品種採苗ほの設置、新品種の緊急増殖、地域の種苗体制の構築、側枝苗による種苗増殖、補植用一芽苗の利用推進、苗浸漬の推進、早期高糖品種の活用 等
(7) 肥培管理対策	適期株出管理の推進、適期肥培管理の推進、マルチ栽培の推進（生分解性マルチの導入含む。） 等
(8) 病虫害防除対策	病虫害の一斉防除・共同防除の推進（薬剤防除、フェロモンチューブ、フェロモントラップ・誘殺灯設置、一斉防除に係る碎土委託） 等
(9) 病虫害・難防除雑草の発生に備えた予防的取組	病虫害・難防除雑草の早期発見のために地域ぐるみで行うほ場確認 等

※（４）の取組のうち資格取得支援については事業終了後３年間はオペレーター等になることが確実に見込まれること。

公募要領第2の1の（1）から（8）までのうち農業機械等の導入又はリース導入を伴う取組の内容

農業機械等名
1 農業機械等（さとうきび） （1）ケーンハーベスタ（収納袋を含む。） （2）株出管理作業機 （3）苗植付機 （4）乗用トラクター （5）防除用機械 （6）堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。） （7）肥料散布機 （8）耕うん用機械 （9）碎土整地用機械 （10）栽培管理用機械 （11）搬出・搬入機 （12）脱葉機 （13）散水車（車と一体的なものに限る。）
2 機材（さとうきびの干ばつ被害を軽減するものに限る。） （1）設置型農業用タンク （2）灌水ポンプ （3）灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー、ろ過・淡水化装置等）
3 農業機械等（複合経営品目） 植付・播種、収穫・調製等の複合経営の実施に必要な農業機械等（品目特有のものに限る。）
4 その他の農業機械等 1 から 3 に定める農業機械等のほか、地方農政局長等が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。

病害虫発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県 郡 村 . . .	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
病害虫発生の有無		有（病害虫名： ） 無	
食害・糞の有無		無 有（被害株数 ）	
幼虫の有無		無 有（寄生頭数 ）	
防除日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	
施用した 薬剤名	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1 ほ場当たり月 1 回 （最大 3 回）
調査日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	

雑草発生調査票（例）

調査実施者氏名			
調査ほ場			
所在地住所		県 郡 村 . . .	
調査面積	春植	a	
	株出	a	
	夏植	a	
	計	a	
雑草発生の有無		有（雑草名： ） 無	
雑草の繁茂状況			
防除日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	
施用した 薬剤名又は 耕種的防除 の取組	春植		
	株出		
	夏植		
	全作型		
調査回数		回目	1 ほ場当たり月 1 回 （最大 3 回）
調査日時		月 日（ ） 時 分～ 時 分	

補助対象経費（農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組）

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査用備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の備品については、見積書（該当する備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門的知見を有する外部有識者への旅費	
	専門員調査旅費	事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査、打ち合わせ、成果発表等の実施に必要な経費	
	研修旅費	事業を実施するために必要となる旅費・受講料等の研修費用	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

		助、専門的知識の提供及び資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
使用料及び賃借料	会場借料	本事業を実施するために直接必要な検討会、技術講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	借上費	事業を実施するために直接必要なほ場、農業機械、分析機器、貯蔵施設等の借上経費	・対象となる機械等の借上げを必要とする理由、期間等について明確にした上で実施すること。 ・借上げの際は、見積書（該当する機械等を1社しか扱っていない場合を除き、原則3社以上）、カタログ等を添付すること。 ・ほ場の借上費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
需用費	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	講習会受講費	事業を実施するために直接必要な資格取得に要する講習会の受講等経費	
	資料購入費	事業を実施するために	・新聞、定期刊行物、広く一

		直接必要な図書、参考文献の購入経費	般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な栽培実証、収穫物の品質評価、加工適性試験、副産物活用等に必要な資材や原材料等の経費	・資材や原材料等は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され又はその効用を失う少額な物品の購入経費 ・CD-ROM等の少額(3万円未満)な記録媒体 ・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	・消耗品は受払簿で管理すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（協議会等の構成員の民間企業等を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助対象経費の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。ただし第2の2の（3）アの（エ）の農業機械の補修・メンテナンス等を委託により行う場合はこの限りではない。 ・民間団体等内部で社内発注を行う場合は、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために	

		直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない調査・管理、分析、試験又は加工等を専ら行う経費	
雑役務費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書等に添付する因子の経費	
	保険料	事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤手当等の経費	
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	

- 1 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 公募要領第2の2の(3)のイの(ア)の取組については、通常の営農行為に要する経費(肥料や農薬等)等、複合経営の導入に向けた検討会や技術講習会以外に要する経費
 - (2) 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合
- 2 公募要領第2の2の(3)のアの(エ)に掲げる取組については、公募要領第6の2に規定する補助率に関わらず、1/2以内とする。

